

令和3年第1回広尾町議会定例会 第3号

令和3年3月9日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問

○出席議員（13名）

1番 松田 健司	2番 浜野 隆
3番 萬亀山 ちず子	4番 前崎 茂
5番 北藤 利通	6番 志村 國昭
7番 星加 廣保	8番 山谷 照夫
9番 渡辺 富久馬	10番 小田 雅二
11番 旗手 恵子	12番 浜頭 勝
13番 堀田 成郎	

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	村 瀬 優
副 町 長	田 中 靖 章
会 計 管 理 者	山 崎 勝 彦
兼 出 納 室 長	山 崎 勝 彦
総 務 課 長	齊 藤 美 津 雄
総 務 課 長 補 佐	柏 崎 弥 香 子
併 総 務 課 参 事	西 内 努
併 総 務 課 主 幹	山 岸 雄 一
併 総 務 課 主 幹	木 幡 幸 雄
企 画 課 長	雄 谷 幸 裕
企 画 課 長 補 佐	及 川 隆 之
住 民 課 長	西 脇 秀 司
住 民 課 長 補 佐	佐 藤 直 美
住 民 課 長 補 佐	楠 本 直 美
住 民 課 長 補 佐	山 崎 義 和
兼 住 民 課 長 補 佐	佐 藤 清 美

保 健 福 祉 課 長	宝 泉	大
兼老人福祉センター所長	宝 泉	大
地域包括支援センター長	村 上 洋	子
健康管理センター長	佐 藤 清	美
保健福祉課子育て支援室長	浜 頭	力
兼子育て世代包括支援センター長	佐 藤 清	美
認定こども園ひろお保育園長	道 尚	子
認定こども園ひろお保育園副園長	成 田 まゆみ	み
兼豊似保育所長	成 田 まゆみ	み
特別養護老人ホーム所長	金 石 輝	義
兼養護老人ホーム所長	金 石 輝	義
農 林 課 長	平 浩	則
兼町営牧場長	平 浩	則
水産商工観光課長	室 谷 直	宏
建設水道課長	前 田 憲	一
建設水道課主幹	北 藤 盛	通
兼下水終末処理センター長	前 田 憲	一
港 湾 課 長	森 谷	亨
港 湾 課 長 補 佐	安 岡 伸	弘

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	菅 原 康 博
管 理 課 長	山 岸 直 宏
管 理 課 長 補 佐	山 畑 裕 貴
学校給食センター所長	山 岸 達 也
社 会 教 育 課 長	小 川 浩 司
兼 図 書 館 長	小 川 浩 司
兼 海 洋 博 物 館 長	小 川 浩 司

〈 選 挙 管 理 委 員 会 〉

委 員 長	辻 田 廣 行
併 書 記 長	齊 藤 美 津 雄

〈 監 査 委 員 〉

代 表 監 査 委 員	大 林 忠
併 書 記 長	白 石 晃 基

〈公平委員会〉

委員長	木下利夫
併書記	齊藤美津雄

〈農業委員会〉

会長	今村弘美
併事務局	長平浩則
事務局次長	寺井真

○出席事務局職員

事務局	長白石晃基
事務局次長	保坂一也
総務係主事	西村萌

◎開議の宣告

1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、浜野隆議員、7番、星加廣保議員を指名します。

◎日程第2 一般質問

1、議長（堀田） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に従い、順次発言を許します。

初めに、1番、松田健司議員、登壇の上、発言を許します。

1、1番（松田） 私は、次の2点について質問をさせていただきます。

1点目は、新型コロナウイルスワクチンの接種についてであります。

先月2月17日より医療従事者への先行接種という形で、国民に対するワクチンの接種が始まりました。テレビによる報道でも毎日何らかの情報が発信され、また、広尾町においても広報などを通じて現在知り得る情報を流されていることは承知しておりますが、ワクチン自体の輸入の遅れに伴い、地方自治体の対応も後手に回らざるを得ない状況と認識しております。

しかしながら、依然として首都圏では緊急事態宣言が続いており、まだまだ先の見通せない状況において広尾町民のワクチンに対する関心も高まっている中、広尾町として現在把握できている情報やワクチン接種への取組や考え、また、集団接種となれば、高齢者や障がいを持たれる方、いわゆる交通弱者に対する積極的な交通手段のサポート体制が必要だと考えます。

そして、ワクチン接種後の副反応への対応なども、併せてお聞かせください。

2点目になります。2点目は、広尾高校の現状の認識と存続への考えについて伺います。

広尾高校への今年度の出願者数が募集人数に対して46%にとどまり、一部町民の中には広尾高校の存続を危ぶむ声も出てきております。また、小学校高学年の児童やその保護者からは、自分たちが高校への進路を考える頃には広尾高校は既になくなっているとのうわさも、まことしやかにうわさされていると、1月25日に行われた議会モニター会議の中でも意見として出てきております。

広尾町として、これまでも手厚い援助や助成を行っていることや、次年度からはさらに就学支援として5万円の給付に取り組むなど、広尾高校への進学を後押しする、いわゆるハード面からの力強い取組も認識しております。

しかしながら、中学3年生はもちろんですが、中学校2年生、1年生、その下の小学校に至っては、広尾高校進学に対する対話やコミュニケーション、いわゆるソフト面でのアプローチや情報の

発信が不足しているのではないのでしょうか。

広尾高校への進学、その先の大学等への進学や就職への道筋、その可能性を早い段階から示し、行政側と児童生徒、そして保護者の方との相互でのコミュニケーションや対話を図ることが、町民が感じている広尾高校存続への不安を取り除き、また、存続への機運を高める意味合いにおいても重要と思いますが、これらのことへの取組や考えをお聞かせください。

また、広尾高校の存続は、教育行政の問題だけではなく、町が抱える人口の減少問題、地域経済の衰退や地域の活力維持、ひいては町の景観に至るまで、様々な課題に密接にリンクしていることから、町政にとっても最も重要な政策の一つだと認識しております。

そこで、いま一度、町長からの広尾高校存続に対する意気込みを伺いたいと思います。

1、議長（堀田） 答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 松田議員の質問にお答えをさせていただきます。

1点目の新型コロナウイルスワクチンの接種についてであります。

ワクチンの接種は、国民の命と健康を守り、あわせて、社会経済活動との両立を図っていくために、国が主導的な役割を担い、都道府県、市町村、各医療機関が連携し、総力を挙げて感染防止対策に取り組むものであります。本町にあっても、多くの町民の皆さんが安全かつ確実に接種を受けることができるよう準備を進めているところであります。

本町の接種体制につきましては、町内の各医療機関における個別接種と健康管理センターを会場とする集団接種の併用型とすることを予定しており、ふだん定期的に通院されている方は、かかりつけの医療機関での通常診療の中で個別接種をしていただくことを基本としております。

ワクチンの接種のスケジュールでありますけれども、65歳以上の高齢者の方、基礎疾患を有する方の順に優先接種を行いまして、その後、16歳以上の一般の方を対象に接種を進め、高齢者の方への接種は、当初4月初めということでありましたけれども、国からのワクチンの供給が遅れているため、4月下旬以降になることが見込まれ、全体スケジュールも後ろにずれ込むものと思っております。

国内では既に2月17日から医療従事者向けの先行接種が始められており、そこではワクチン接種の安全性と有効性を確認するために接種を受けた後の健康状況調査が行われ、国は調査結果を公表するとしておりますので、安心して接種を受けていただくために、その公表内容を町民の皆さんにお知らせしていきたいと思っております。

ワクチン接種体制の準備を進める中で、接種会場までの移動手段を持たない高齢者の方の足の確保が課題の一つであると認識しております。移動手段を持たないことがワクチン接種の阻害要因とならないように、特に高齢者の方の移動をサポートする取組を検討してまいります。

ワクチン接種による副反応への対応につきましては、接種後は15分程度の経過観察を行い、万一症状が出た場合は直ちに救急処置を行うことができるよう、事前に医療機関や消防との連絡体制を

整えておきます。また、副反応による健康被害が生じた場合は、予防接種法に基づく健康被害救済制度により医療費や障害年金などが支給されるところであります。

多くの町民の皆さんにワクチン接種を受けていただくよう、積極的に情報提供を行ってまいりますが、接種は強制ではなく、接種を希望される方の同意がある場合に行うことになるところであります。

次に、2点目の広尾高校の現状と存続についてであります。

広尾高校の存続は、広尾町のまちづくりにとって重要な課題であります。人口減少や少子化の影響もありますけれども、広尾高校存続対策協議会の会長として、どんな形であろうとも広尾高校を存続させる思いであります。

存続協議会につきましては、平成18年度より、議会、町内会連合会、PTA連合会、広尾高校PTA、広尾高校同窓会や各種産業団体のご協力を得て立ち上げております。これまでも2度にわたり北海道教育委員会を訪問し、広尾高校存続要請を行っているところであります。平成30年度には広尾高校存続対策町民総決起集会を開催するなど、町民一丸となって広尾高校存続への活動を行っているところであります。

広尾高校における取組状況、成果については、教育長より答弁を申し上げます。

広尾高校におきましては、令和2年度より、地域との関わりでは、コミュニティ・スクールを立ち上げ、地域住民からの要望を重点教育目標として、中高一貫連携校や町民向けの学校開放講座などの役割と併せて、地域コミュニティの核としてもなくてはならない高校であります。

将来に向け、小中学生が安心して広尾高校進学を目指せるよう、今後とも広尾高校存続に向け尽力してまいりますので、町民一丸となったご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 続いて、答弁。

菅原教育長、登壇願います。

1、教育長（菅原） 松田議員の質問にお答えをさせていただきます。

本町では、平成18年度から中高一貫教育を推進しており、これまでも広尾高校に対し、様々な就学支援策を展開しております。就職や進学に有利となる資格検定料、模擬試験料の補助、予備校講習料助成など、生徒への支援を実施し、魅力ある学校づくりに対し、バックアップに努めております。また、長距離通学の生徒や町外からの生徒のため、スクールバスの運行や通学費助成、下宿費等の助成を行い、町外からの進学者に対し、保護者への負担軽減にも努めております。さらに、令和3年度からは、進学助成金も開始したいと考えております。

今、議員からご指摘のように、令和3年度の広尾高校志願者数は、2間口80人の募集に対し現在の志願者数は37名と、2間口確保には届いていない現状であります。

広尾高校においては、毎年度、国公立大学をはじめ高等看護学校への進学、公務員をはじめとす

る就職率100%達成、各種部活動では全道、全国の大会への出場など、地域にとってはなくてはならない学校だというふうに考えております。

今後も広尾高校の存続に向けて、さらに尽力をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、1番（松田） ただいまの答弁で、交通弱者へのサポート、特に高齢者への積極的なサポートに取り組む考えを頂きました。

接種後の副反応についてですが、ワクチン接種に対するメリットやリスクについて様々な情報が飛び交う中、これまでに国民が誰も打ったことのない新しいタイプのワクチンに対する副反応へのおそれも多々あり、通常の予防接種とは違うとの認識に立った副反応への取組が必要かと思います。

先ほど接種後は15分の待機と言っていたのですが、昨日報道等で発表されたお話では、今現在、副反応が、アナフィラキシーショックが出た方が今のところ3名いるということで、その3名の時間を計ってみると、最長で25分後に反応が出たということもありますので、接種後30分ぐらいの待機が必要かなと思うのですが、その30分の待機で出なかった場合だとか、数時間後の副反応、例えば倦怠感や頭痛、接種部の腫れや痛みに対する柔軟な対応を町内で最も就労者数が多い町職員、行政に関わる職員やパート職員も含めて行うことが、人に優しいまちづくりを進めていく上でも大切なことと存じますが、その考えについてお聞かせください。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 今、ワクチン接種に関するご質問を頂いたところであります。

副反応についてでありますけれども、基本的には、まずはかかりつけ医の個別接種、これを基本として、補完する意味で集団接種を考えているところであります。ですから、通常の診察の中で予防接種を受ければ、そこで副反応が出れば、当然いつもかかっているお医者さんのところで個人の病歴も分かるわけでありまして、アレルギー体質も分かるわけでありまして、そこでは安心というか、対応はできるかなというふうに思っています。

問題は集団接種のところの課題だというふうに思っておりまして、それも副反応の想定をいたしておきまして、先日シミュレーションする中で、その対策も取っているところであります。よろしくお願ひいたします。

それから、職員の予防接種でありますけれども、これも積極的に行う姿勢であります、何といっても希望でありますから強制もできませんし、また、接種をするような、そんな追い込むような、そういうこともできませんので、あくまでも希望だということで理解をしていただければというふうに思っております。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、1 番（松田） 今の答弁で、あくまでも希望だということで、責任はその個人個人だというふうに今の答弁では聞こえたのですが、職員の方が携わる職種によっては、接種後すぐに職務に戻り、ハードワークをこなさなければならない状況もあると思います。介護職など、いわゆるエッセンシャルワーカーの皆さん、介助などで頻繁に腕を使うと思います。また、給食など調理に携わる方、施設の管理・維持、掃除に関わる方も頻繁に腕や体を使って働いておられます。頭痛や倦怠感など少し重度な副反応から、腕が痛い、腕が上がらないなどの軽微な副反応であっても、とてもつらい状況になることも想定されると思います。その場合、半日の休暇だとか、数時間の休息を取るということへの理解や柔軟な考えも必要かと思いますが、そういった対応へのお考えをお聞かせください。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 職員に対するワクチン接種の関係でありますけれども、何といても初めてのワクチン接種でありますからどんな副反応が出るのか分かりませんが、今のところは、重いアナフィラキシーでしょうか、それは出ているようでありますけれども、あと痛みとか頭痛だとか倦怠感、一部出ているようでありますけれども、時間がたてば回復をしているようであります。

しかし、職務に影響が出るようであれば、病気休暇扱いですとか、あとは職務専念義務免除などの対策を取りながら、職員に負担がかからないように対策を取ってまいりたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、1 番（松田） 今の答弁で、職務専念義務免除という言葉頂きました。柔軟な対応を取っていただいて、新しいワクチンへの不安だとかを取り除いていただければと思うのですが、今回のワクチン接種は集団免疫獲得の側面も論じられていることから、職場内における接種しなければというようなバイアス、いわゆる偏った先入観や偏見などから、職場やコミュニティ内で同調圧力がかけたり、接種を希望されない方の意思が尊重されにくい風潮があると思いますが、そういった偏見や圧力への考えをもう一度お聞かせください。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 接種は本当にあくまでも希望でありますから、受けられない方については、やっぱり尊重しなければならないというふうに思っております。どういうことで受けられないかはやっぱり個人の判断によるところでありまして、アレルギーですとか、いろんなことがあって受けな

いという判断の人には尊重するということでございまして、やっぱり多くの町民と接するから打たなければ駄目ではないかというような風潮が出ないように、あくまでも個人の意思でワクチンの接種について対応してまいりたいと思っております。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、1番（松田） 2点目の質問のほうに戻ります。

先ほど頂いた教育長の答弁の中で、今まで行ってきた広尾高校に対する政策、支援、多々発表してもらいました。とても手厚い助成がなされていると思いますが、問題は、それにもかかわらず、町民のほうから存続しないのではないかというような不安が聞かれているところにあるのかなと、僕の今日言いたいことはそこでありまして、広尾町では中高一貫教育を掲げ、その教育内容や広尾高校への進学についても成果を上げていますが、先ほどの1次質問でも触れましたとおり、小学校への相互理解を深める観点から、また、中学生時代に広がるとされる学力差の拡大、そして小さな自治体では避けられない人間関係の固定化問題などにももう一步踏み込む考えとして、小中高一貫教育に取り組む自治体も出てきております。

具体的には、2022年に東京都教育委員会が公立校では初めて設置することになっており、公立学校の新たな教育モデルとして注目を集めています。そういった先進例も参考にしながら、小学生の段階でも進路や進学を視野に入れた具体的な取組や、教育的なコミュニケーションも重要になってくると思います。

そういったさらに踏み込んだソフト面でのアプローチに対するお考えを、いま一度お聞かせ願いたいと思います。

1、議長（堀田） 菅原教育長。

1、教育長（菅原） 政策的なものは先ほど説明をしたとおりでありますけれども、まず松田議員がおっしゃいました、情報提供というのが必要なのかなというふうには思っています。

それで、今考えていたのは、中高一貫教育はやっていますけれども、小学校と中学校の連携あるいは小学校、高校との連携についてはまだ不足しているなというふうに感じておりました。そういうところから、小学校から、例えば、今でもやっていますけれども、高校の先生が小学校に行って理科の授業をするだとか、中学校の先生が高校に行って授業をするだとか、それをやっぱり多く取り入れたいなというふうに考えておりまして、小学校のときから地元にある高校があるという安心感をやっぱり植え付けたいなというふうに思っておりますので、それに向けてやっぱり努力していきたいなというふうに考えております。

1、議長（堀田） 次に、9番、渡辺富久馬議員、登壇の上、発言を許します。

1、9番（渡辺） 私は、スポーツアカデミー構想に関わる町の対応についてを町長と教育長にお聞きしたいというふうに思います。

去年の8月26日ですけれども、十勝毎日新聞の記事の中に、町内で廃業した旅館を買い取って13人制ラグビーの拠点となる合宿所を創設するという報道に対し、広尾町としてどのような支援体制を考えているのかを聞きたいというふうに思います。

人口減少あるいは少子化対策に苦慮している広尾町にとって、思いがけない朗報であります。“広尾町から世界に羽ばたく人材を”という理想の下に、拠点探しの最中、偶然広尾町に着目し、芝のグラウンド、中高一貫教育、冷涼な気候等の条件が一致して、何度か来町の上、物件を取得し、本格的な条件整備が始まったところと聞いております。

代表者である小西氏も村瀬町長と面談し、展望を語ったとあり、その際、町長も、夢のある話で町の活性化にもつながるので、可能な限り応援したいと話したとも聞いております。

また、この事業は、性格上、教育の分野に大きく関わり、広尾町の子どもたちが新しいスポーツに出会い、可能性を広げていくことにもつながると思われまます。特に少子化対策、ただいまの松田議員の質問にもありました高校存続への道、いかんせん子どもの絶対数が足りないという中で、確保できるかどうかという、そういう期待も持てます。進路の選択肢もまた広がるという期待を持てると思います。

一方、町にとっては、単に人口が増えるというだけではなく、空き店舗対策、本通商店街の活性化、生徒の父母の来町への期待、ひいては広尾町への移住までが可能性として考えられることでもあります。とは言いながらも、この13人制ラグビーというのは、まだまだマイナーな競技でもあり、計画どおりに参加する生徒の数を確保できるか未知数でもあります。支援すべきことは何なのかも、不確定なこともあるというのも現実であります。

しかし、久しく明るい展望が開けていない広尾町にとって、たとえそれが小さなともしびであっても、支援の輪を広げていくべきと考えます。町長、教育長の考えを伺います。

1、議長（堀田） 答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 渡辺議員の質問にお答えをいたします。

スポーツアカデミー構想に関わる町の対応についてであります。

昨年8月に日本ラグビーリーグ協会の代表理事の方が来庁されまして、中高生対象のアカデミーの創設を目指し、現在廃業した旅館を改修しているとのことであります。また、12月にも再度来庁されました際、計画の概要が示されたところであります。

それによりまますと、広尾中学校や広尾高校へのラグビー留学生の転入につながることで、単純に人口増が見込めることなど、少子化対策、また、空き店舗の活用、高校存続のための間口の維持、空き家対策、消費が増えることなどでの商店の活性化、また、生徒の保護者の来町による流動人口の増加などの数々のメリットが見込めるところであります。

しかし、議員もおっしゃったように、ラグビーリーグにつきましては、13人制のラグビーでありまして、日本で開催されたラグビーワールドカップの15人制のトップリーグとはルールも違いまして、社会人チームも少ないことから、知名度が低いと言われております。競技人口も、全国で200人規模とされているところであります。地元の児童生徒向けの教室の開催も考えておられるようですが、集客については未知数でもあります。

広尾町に対しましては、ラグビーポールの設置等、資金面、設備面、人材面での支援を要望されているところでありますが、事業計画等もまだ開示されていない状況でありまして、具体的な要望内容も分からない状況となっているところであります。新聞報道にもあったように、ラグビー協会の事業として実施をするのか、そこら辺もまだ定かでない状況でありまして、詳細な事業計画等が提出された後、どのような支援ができるのか検討したいというふうに考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 続いて、答弁。

菅原教育長、登壇願います。

1、教育長（菅原） 渡辺議員のご質問にお答えをいたします。

ただいま町長から答弁がありました。私は、教育長の立場からお答えをさせていただきます。

単純に中学校や高校へのラグビー留学生の転入は、高校存続のための間口の維持が見込まれると考えております。また、卒業後にはオーストラリアや英国といったラグビーリーグ一流国で活躍できる選手の育成を行っていくとのことであり、中高生の進路や語学研修の機会など、メリットが多い計画であると思っております。

教育委員会といたしましては、町外からの進路を広尾町にとのことです。現在実施している下宿等の支援は支障なく行える見込みであり、ホームステイや西海市との交流事業を見ても、広尾の子どもと都会などの子どもの順応性も問題ないと感じております。

事業概要から、練習場所としてグリーンパークを想定しており、最低限必要な練習が行える時間枠の確保を希望していることから、柔軟に対応できるものと考えております。夏場の最低限の練習時間とは何か、冬場の練習をどうするのかといった具体例が示されたのなら、既存の施設の有効利用も図りながら対応できると考えております。

町長の答弁にもあったとおり、詳細な事業計画が示されていない現在、踏み込んだ支援内容の検討もままならない現状であります。いずれにいたしましても、生徒数が増えるということは歓迎できる内容でありまして、支援できるところは支援してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 渡辺議員。

1、9番（渡辺） 広尾町も、町長が先頭になって企業誘致の活動を一生懸命やっております。し

かし、このご時世でもあり、実を結ぶ状況はなかなかそこまではたどり着くことができていません。

この事業、果たしてその企業に当たるかどうかということは、疑問はありますけれども、一つの原石であることには違いがないのだというふうに思います。その原石をしっかりと磨き上げて、宝石にする努力も、また行政の役目であろうかという、そういうふうに思います。できれば企業誘致並みの力を注いでほしいなというふうに、私個人では考えています。

たまたま廃業した旅館というのは、私のうちの隣でございまして、冬場に広尾に来町し、大変苦心している姿を何度か見ております。12月、1月、2月の厳寒期に水道凍結とか、あるいは水回りの凍結で大変苦勞しているのを見ておりますし、また、老朽化した旅館を使っておりますから、傷んだ畳がたくさんありまして、枚数を数えたら、この前取り替えただけで約80畳分の畳の表替えをしたということも聞いております。その本気度を私は信じたいなというふうに考えています。

それで、私も肩入れしたくなるというふうに思いますけれども、町長の本気度といたしますか、それもちよっとお聞きしたいなというふうに思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） このお話を頂いたとき、私も理事長と2度お話をさせていただきました。1度目はお話だけを伺ったところでありまして、2度目につきましては、今、議員がおっしゃったように、机上の空論ではなくて、実際にもう購入されて設備を改修したり畳を取り替えたり、もう実際アカデミーの設立に向けて準備に入っているという、そんな実感を受けたところであります。このお話を頂いたときに、本当に実現すれば広尾町に多くの子どもたちが留学していただけるわけでありまして、夢のあるお話で、ぜひ応援をさせていただきというお話もしたところであります。

町の活性化に当然つながりますし、それだけではなく、松田議員の質問にもあった高校存続、そこにもつながっていくわけでありまして、やはり高校存続イコール生徒の数がいなければなりませんので、そういった側面でもぜひ支援をしながら、高校の魅力にもつながるわけでありまして、そういった意味では本当に町の活性化、そして広尾高校存続等々に、本当に活性化に向けた取組ではないかなというふうに思っております。これが、構想が立ち上がってくれば、できる限りの支援をさせていただきたいと思っております。

1、議長（堀田） 渡辺議員。

1、9番（渡辺） 町長の熱意を聞けばいいなというふうに思っておりましたけれども、町民の皆さんとちょっとお話ししたのです、このことについて。久しぶりに明るい話題だなというふうにみんなと話し合って、盛り上がったのです。この事業で町がどれだけのリスクがあるのかということも、皆さんと話し合いました。リスクというのは、ほとんどないのですよね。うまくいくときのメリットとリスクをあれするともものすごく差があるのです。だから、ぜひとも、このことについて積極的に支援してほしいなというふうに思っています。町民にとっても楽しさを期待できる事業とい

いますか、事業であろうというふうに思いますので、町民の皆さんの中には、いいよいよ、広尾町で保証人がいなければ、俺たちが保証人になってやるよという人たちまで出てきております。確かに町長の言うように具体的な話にはなっておりませんから、どこまでが支援すべきことなのかというのは、大変難しいことだなというふうに思いますけれども、少なくとも先ほど言いました原石を宝石にしていくという努力も、また行政の使命であろうというふうに私は常々考えておりますので、そのことを思いながらやってほしいなというふうに思います。

広尾の町に元気な若者の声を聞きたい、これが今回の私の質問の趣旨であります。町長の決意がありましたらお願いいたします。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 思いは議員と全く一緒に、ぜひ立ち上がってきてくれればいいなと期待をしているところであります。

我々も、この話を受けたときに、率直に理事長にお話をさせていただきました。どういう子どもたちが来るのでしょうか。我々心配するのは、ちょっと言い方を注意しなければなりませんけれども、訳のある人たちが来てもらってはというところも率直にお話をさせていただきました。いや、そうではなくて、家庭でお金をかけて広尾まで子どもを送り出して、留学をさせてラグビーをやらせるのだという、そういうちゃんとした思いを持った家庭の子どもたちを送り出したいということでありまして、本当にありがたいなというふうに思っております。ラグビーだけではなくて、やっぱり社会に出たときの人間形成もそこで、しっかりとアカデミーの中で育成したいのだという、そういう熱意も語っておられました。まさに企業誘致というお話がありましたけれども、やはり教育事業というのでしょうか、こういうこと、適切かどうか分かりませんが、そういったこともしっかりと広尾に根づくように、しっかり取組を進めてまいりたいと思っております。

1、議長（堀田） 次に、10番、小田雅二議員、登壇の上、発言を許します。

1、10番（小田） 最初は、コロナ禍に対する経済対策が町政のレベルで、かつ住民のレベルで本当に行き渡っているかという質問であります。

コロナ禍による経済的ダメージが各業界、各業種ごとに、そしてそれぞれの人々に様々な形で現れています。国、北海道、広尾町の各自治体は、国民全員に支給した10万円をはじめ雇用調整助成金、その他給付金や支援金、そして支援事業、いろんな形で経済対策を行っています。

しかしながら、いま一度、一番住民に身近である自治体の広尾町として、町民一人一人に対してコロナ禍の影響がどのようになっているのか、また、その実態調査においてはどのような結果であったのか、また、それに基づき引き続き必要な支援策を今後どのように検討していくか、どのようにまた考えるかということをお聞きしたいと思います。

2つ目の質問は、サンタランドの町としての新たなPRを検討すべきではという提案型の質問で

あります。

サンタランド事業の核でもあるサンタメールについては、その絵柄の作成については、長い間、永田萌さんをお願いしてあったものが、一般公募の形を取り、住民あるいは全国からの参加という形で多くの人から関心を持たれ、大変喜ばしいことと思います。この一般の人々からの参加を募る形は、ほかの分野でも行えるような事業展開へと向けることが可能かと思います。サンタグッズや絵画や音楽など様々な形が考えられると思いますが、この場では全く新たな切り口を模索していくべきだと思いますが、そのことについてお聞きしたいと思います。

以上、2点です。

1、議長（堀田） 答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 小田議員の質問にお答えをいたします。

1点目のコロナ禍に対する経済対策であります。

新型コロナウイルスの影響は、本町の地域経済に与える影響も多大なものがあり、雇用の維持や事業の継続のため、各産業団体と協議の上、地方創生臨時交付金を活用した各種の緊急経済対策を、特に飲食業を中心に実施してきたところであります。

中小企業金融支援対策として行いました、運転資金の融資枠を拡大し、その利子と保証料への補助については、新型コロナウイルスの影響が出始めた頃でもあり、商工会と協議をしながら、特に早急に必要と思われる対策として実施をいたしました。

また、外出自粛などの影響により売上げが急減した飲食業を営む事業者を応援するために、全町民を対象とした飲食店応援クーポン券配布やプレミアムクーポン券を販売し、地域の経済対策に一定程度の効果があったものと考えております。

中小企業緊急支援事業給付金につきましては、商工会員を対象として事前調査を行い、商工会役員との協議を経て、特に必要と思われる業種の中小企業に30万円を上限とする緊急支援及び上下水道料等の超過使用料金の免除などを行い、事業の継続と雇用の確保に貢献したものと考えております。

プレミアム付商品券の発行につきましては、かねてより商工会からの要望でもあり、町内の消費喚起と商工業者の経営基盤の安定が図られたところであります。特に30%のプレミアム分のうち20%を飲食店限定としたため、従前の商品券使用状況と異なって、飲食店への使用率が上がったところであります。

昨年12月に専決処分にて対応いたしました飲食店に対する「新しい生活様式」導入支援事業につきましては、重要課題として商工会と数回協議し、方針を固めたところであります。

漁業に対する支援でありますけれども、漁協からの要望により支援要請を受け、融資枠500万円を上限とする新たな運転資金を借り入れる漁業経営者に利子と保証料を補助し、漁業経営の改善と乗組員の確保が図られたところであります。また、漁業緊急支援事業給付金につきましては、漁協か

らの要望もあり、漁協と協議を経て30万円を上限とする給付金を給付し、漁業経営の維持と雇用の確保が図られたところであります。

今定例会におきまして、3つの新型コロナウイルス経済対策を補正予算として提案をしております。

1つ目として、飲食業に限定していた「新しい生活様式」導入支援事業については、給付金給付対象としている業種まで拡大をしたところであります。

2つ目として、第2弾の給付金として、昨年11月から今年の1月のいずれか一月の売上げが一昨年及び昨年同月と比較して20%以上減少している前回給付した業種の中小企業に、30万円を上限とする給付金を給付するところであります。特に飲食業において、40%以上減少する場合には60万円を上限とする給付金を給付するところであります。

3つ目といたしましては、北海道補助の活用により、前回よりも10%プレミアム率を上乗せし、40%のプレミアムを付したプレミアム付商品券を発行いたします。40%のうち20%、前回同様、飲食店限定とするところであります。いずれにいたしましても、事前に調査を実施し、商工会と複数回、協議を重ねた上で方針を固めたところであります。

今後におきましても、各関係団体と協議の上、各方面の情報収集に努め、効果的な支援が図られるよう検討してまいります。

2点目のサンタランドの町としての新たなPRということであります。

これまで、本町のまちづくりの柱として、サンタランド事業に取り組んできたところであります。

サンタメールのイラストにつきましては、永田萌さんのイラストから平成30年度からは一般公募にてメインイラストを募集するなど、転換を図ってきたところであります。令和2年度は、申込用紙にQRコードを提示させることでオンラインでの申込みが増加するなど、申込みの手軽さが求められておりまして、決済方法のさらなる改善に努めているところであります。今後におきましても、サンタメール事業を意義あるものとして継続していきたいと考えております。

各種イベントが中止になる中、昨年10月24日土曜日に開催したツリー点灯式においては、インターネットを活用した動画配信にて実施をし、大丸山第2展望台付近の16メートルのトドマツに約2万個のLEDを装飾したジャンボツリーと、5メートルのアカエゾマツをとがちサンタランドツリーの会より提供を受け、4,000個のLEDを装飾したメインツリーの整備など、広尾町にお越しいただけない遠方の方にもサンタランドの聖地として認識してもらえるよう、大丸山森林公園の魅力発信に努めてきたところであります。

令和3年度から始まります第6次広尾町まちづくり推進総合計画の中では、重点プロジェクトとして位置づけ、「ここにしかないサンタランド！」の魅力にあふれる町を目指すために、サンタランドの魅力向上プロジェクトを進めるべくプロジェクトチームを組織し、民間主導で再度サンタランドを町民から盛り上げる機運を高めていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 休憩します。

午前10時51分 休憩

午前11時05分 再開

再開します。

小田議員。

1、10番（小田） そうしたら、1番目の質問で再質問させていただきます。

いわゆる町内のコロナによる経済的な、あるいは業務的、それぞれの事業所というか、会社とか、そういうところでのやむなくこういうふうになったとか、そういう実態調査というのは、町としては特に捉えていないということでもいいのかな。いいですね。

やっていないということになると聞けないから困るのだけれども。そうすると、聞いた話というのでは困るのですけれども、例えば極端な話、コロナによる廃業だとか、あるいは雇用の打ち切りだとか、そしてまた時間短縮の営業を強いられているとか、そういうような状況というのは、町としては調査していないのだけれども、どのように、商工会、あるいはほかの農協、漁協の団体と打合せなりももちろんしているから、その中での話というのは多分聞かれていると思うのですけれども、その辺である程度分かれば、その状況というのを教えてほしいのと、あと、いわゆる雇用調整助成金というのが例えば何件くらい、上のほうの、役所のほうがこういう数字というのを広尾町に対して出す出さないというのは分からないのですけれども、その辺でどのような形で、何件くらいあったとかという数字も分からないのかなと思ひまして、これも分かればお聞きしたい。

そして次に、これに関わっては、高校生の学生アルバイト、これについても実際には、私も勤めているところがフクハラさんの中であって、そこで最初の時短でしばらく、半年ぐらいかな、8時閉店を7時にしたとか、そういうことで高校生のアルバイトは、アルバイトの時間が減ったというよりも、高校のほうから多分、自粛というか、そういう形で高校生もアルバイトを辞めざるを得なかったりもして、今は仕事、アルバイトをしていますけれども。そういうところについては、これについても何かお金が申請すれば出るということなのですからけれども、このことを果たしてアルバイトされている方が知っているのかなというのでちょっと心配になるのです。その辺は、本人たちが調べて初めて分かるというような状況ではちょっと困るので、そしてまた、町としても、その辺、事業所に対して、高校生のアルバイトがあったりしたら、こういうふうにして申請すれば出ますよとか、そういう手厚いケアといいますか、そういうのもやはりしていただきたいと思うのです。人によっては、高校生のアルバイトの金額なんて知れているだろうなんて思ったら大間違いで、家計の中でかなりの金額も占めているところも可能性としてはいっぱいありますし、その辺やっぱりしっかりと町としても、町のお金は出さないにしても確認して、そして周知していただきたいと思うのですけれども、その辺やっていればやっているということで教えてほしいし、やっていなければ緊急にやってほしいと思いますし、そしてまた、アルバイトの関係の話でもあるのですけれども、学生の場合はいろんな奨学金を、もう既に広尾町から出ている方もたくさんいると思うのですけれ

ども、その人たちにもいろんな猶予というか、そういうがあると思うのですけれども、完全な支給みたいな形で、その人たちも恐らく奨学金ももらいながら、もう何か学生のアルバイトというのは当たり前になっていますけれども、新聞等では、大変もう最初に切られるところの第1号ぐらいのレベルのところですからね、学生のアルバイトなんていうのは。その辺についても、大変苦難の道がこれからもしばらく続いて大変な状況だというふうに、お子さんにいろんな教育的な投資をした人たちはつくづく思っていると思うのですけれども、この辺についても町として、できれば私は他町村の動きや、あるいは奨学金に対して、奨学金そのものではないけれども、補助というか、彼らが学生アルバイトをしながら調整金をもらっているのであればいいけれども、その辺についても親御さんなどに、こういうことがありますよというようなことでやっぱり周知してほしいと思うのですよ。そういうふうにしていかないと、やはり町民全ての人に対してのこの行政が、やはり大きなところ、商工会だとかそういう大きな団体のみに、のみではないのだろうけれども、もしかするとそういうところにはしっかりともちろん町として動いているけれども、そういう目立たなくなつて、もしかすると面倒を見ていない部分があるのではないかという心配なのですね、私は。それによって、やっぱり違ってきます。やはり今まで得ていた収入がぼろっとなくなるのと、えらい違うと思うのです。その辺、町として温かい行政の力強さというか、頑張っていたきたいと思うので、その辺についてお答えを頂きたいと思います。

以上です。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） コロナの経済対策についてでありますけれども、広尾町においてコロナの影響はどうなのかというところでありまして、実際町民に対するアンケートはしておりません。

状況の把握については、答弁でも申し上げたとおり、各産業団体、関係機関と都度綿密に協議を重ねておりまして、それぞれの団体でその状況について把握をしてもらっているところであります。その状況について、行政のほうでアナウンスすると膨大な数になっているところでありまして、各政策、支援というのは、縦割りに各業界、業種ごとに国から直接下りているわけであります。行政にも当然来ているわけでありますけれども、その中でそれぞれの団体が把握をしながら、申請をするものは申請するというところの手続を取っているところであります。

また、アルバイトの具体的なお質問をいただきましたけれども、そこでも各、例えば商店でいけば商工会に縦割りで該当になるのかならないのかということも来ているわけでありまして、そのところは商工業者としてしっかり打合せをしながら対策を取ってきたところであります。

件数等については、20%減になったところが何社あって幾らぐらい交付を受けたかということの実績については、担当課長より説明をさせます。

1、議長（堀田） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） 私のほうから、中小企業緊急支援事業給付金の件数につきましてご報告させていただきます。

対象事業者数につきましては、157業者ありました。そのうち申請があったのが107業者でございます。減少率に関しましては、全体で69.9%の減少率があったところであります。

申請額につきましては、2,820万円でございます。そして、給付した業者の減少率でございますけれども、平均で54.1%でございました。

以上であります。

1、議長（堀田） 小田議員。

1、10番（小田） 先ほどの実態調査にちょっと関わってきますけれども、各団体と話しして、そして数字とかを教えてもらった、そのことについてのメモと言ったらあれですけども、概要みたいなのを話し合ったときに、問題ない範囲で、いわゆる個別の名前が出てきたら黒塗りするしかないけれども、そういうのもというか、そういう話し合ったときにこうこうだったというような調査書というか、実際に調査のために行ったわけではないけれども、いろんな話合いの中でいろんな話を聞いていたわけですね。その辺の何かデータというか、そういうのも、私、見たいとかというのではなくて、行政としてのやり方としてそういうのはないのかなということを1つ、この件について聞きたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） この支援事業給付金をするに当たりまして、対比する月の売上げを見るわけでありまして、そこところは商工会が聞き取りをし、集計をして、その結果、町に持ってきます。ですから、個々の商店の売上げについて記載をしているところであります。その記載の根拠としては、税の申告ですとか、売上げの台帳ですとか、それは添付をされているところでありまして、そういったものに基づきまして判断をしているところであります。

1、議長（堀田） 小田議員。

1、10番（小田） 1番目のほうは、それで終わります。

2番目の質問のサンタランドのほうなのですけれども、いろいろ私も具体的に提案型ということで、説明もしながら、そちらの意見も聞きたいと思うのでありますが、サンタランドに関しては、私もずっと何十年も広尾に住んでいますけれども、いろんなアンケートがあって、そこにも私、サンタランドとしていろんなアイデアとかというところで、このサンタランドソングみたいなやつのがコンクールについてもちょっと書いた覚えがあるのですけれども。

それで、とりわけ音楽あるいは歌を例としてちょっとお聞きしたいのですけれども、クリスマス

になると、いわゆるクリスマスの歌が、クリスマス商戦にも関わっていろいろ音楽が流れます。そして、あまり長々とは言わないですけども、多分世界的に一番かかる曲というのは、私がデータを調べたわけではないのだけれども、恐らくいろんな人に聞いてもそうではないかなと思うのは、「きよしこの夜」、それとか「ジングルベル」とかではなくて、ほかにも定番の曲というのがあります。プラス「ママがサンタにキスをした」とかありますね。ちょっともう覚えていないのですけれども、「あわてんぼうのサンタクロース」だとか、いろんな曲があります。そのほかに、その曲にみんな飽きてしまうものだから、ぽつぽつ民間の歌と言ったらおかしいけれども、そういう昔からの歌ではなくて、例えばジョン・レノンの「ハッピー・クリスマス」、これはちょっと反戦っぽい曲なのですけども、それとかあと「ラスト・クリスマス」という、ワムというグループがいるのですけれども、私は分からないけれども、結構知っている方はいるかと思うのですけれども、あとマライア・キャリーの歌とかがあります。そして、そのほかに、日本でも一番歌われる曲は何かといったら、歌われるというか、曲、クイズをしているわけではないのですけれども、山下達郎の、ご存じですね、あれがやっぱり一番出てくる。そしてあと、そのほかにもユーミンの「恋人がサンタクロース」とか、いろんなクリスマスの曲がありますね。

私は、この中に広尾でもサンタランドソングのコンクールをしたりして、そしていろんな曲をユーチューブなりSNSで送ってもらって、そして広尾町にそれをプールして、そこでいろんな曲を聴けますから、皆さんで聴いて、そして1等賞、2等賞、3等賞、あるいはまた詞だけ作って、あと曲、メロディーをつけてもらうとか、いろんな方法で、かつ、先ほどラグビーのほうもリスクでないようなということを言っていましたけれども、これもリスクがないような、やろうと思えばできる事業だと思うのです。そういうことで、ぜひとも私は、いや、歌だけでなく、いろいろありますよ。だから、そういうことについて、ずっと今まで、非常に言葉悪いけれども、マンネリ化ではないけれども、着実にいい事業は事業としてやってきています。だけれども、新しいものを、かつ、この時代にやれるという可能性があるのであれば、ぜひともスタートするなり検討するなりしてほしいと思ひまして、今いろいろとうとうと述べました。

それで、サンタランドソングのほうは、私、今まで言ったとおり、分かると思うのですけれども、全国にいろいろSNSで発信して、サンタメールと一緒にですね、そして毎年曲を決めると。そして、もちろん賞金も何万円かは必要だと思うし、そういうことで、いわゆる登竜門というか、いろんな方法でやっていくと作曲家あるいは音楽家の登竜門にもなり得る話だし、だから、その辺をちょっと町として、それについて考えというか、いろいろ考えも出てくると思うので、教えてほしいと思います。

以上です。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） サンタランドの取組についてであります。

なかなか、36年にわたっていろんな事業を取り組んできているところであります。メインの事業は、やっぱりサンタメール事業がメインでありまして、非常に苦戦をする中で、昨年いろんな方の

ご協力を頂いて、前年は1万5,300通のところを2万700通という、今までずっと右肩下がりであったところが止まって、少し回復したというところであります。これも、これをやったからといって妙案ではなくて、地道な活動の一つ一つ積み上げてきて、そしていろんな方の協力を頂いてという結果であります。議員がおっしゃったように、同じことをやっていたらマンネリ化でありますから、なかなか伸びることにつながっておりません。

そこで、例えば図柄の永田萌さん、長い間、もう25年間描き続けてきたやつを一般公募に切り替えました。萌さんの人気で申し込んだ方には大変残念ではありましたが、またそのデメリッとはありましたけれども、メリットとして、多く全国に公募してサンタメール事業を知ってもらったというところがございます。昨年、応募数は、490人の方から応募があったところであります。このように、いろんなことを制作しながらやらなければいけないかなというふうに思っているところでもあります。特にデザインの変更も今申し上げたとおりでありますし、どうやって発信をするか、SNSの活用、それからフリーペーパーという、いろんな子ども向けの雑誌に掲載をしたり、それからAコープの申込用紙に、札幌圏のところに折り込みを入れたり、そういった取組も、だから伸びるというのは、なかなか期待はできないのですけれども、そういったことを取り組んで、多くの人にこの事業を知ってもらう、まずはそこを地道に長く続けなければ成果が出ないところでもあります。そういったところの取組をしながら、また、特徴を持たせたあしながサンタ、子どもの夢を応援するプロジェクト、これも長い間続けていまして、各企業の皆様方に賛同いただいて、ここも伸ばしております。そういった取組があつて、サンタメールも今年下げ止まって回復傾向にあるということでもあります。マンネリ化を防ぎながら、新たな取組もしながら、今ご提案のあった広尾のサンタランドの歌、これもやはり取り組むことも一つの材料として検討して、こういうことを取り組んでメディアに取り上げていただいて、そして話題をつくる、このことも必要かなというふうに思っておりまして、そのためにも今プロジェクトを立ち上げますので、民間の方々も入っていただいて、その中でもんでいただいて、どういう事業がこれからできるのか検討をさせていただければと思っております。

1、議長（堀田） 小田議員。

1、10番（小田） 1つだけ聞いて終わりますけれども、お金がかからなくて、そして楽しいこと、加えて、町長ももちろんそうだというふうに同意いただけると思うのですけれども、今、若い人にとって音楽は、すごいもう、より密接です。私たちの頃は、そういう媒体もなかったから、せいぜいウォークマンの時代からスタートしていますからね。ところが、みんなもう音楽なしでは、生きていられないと言ったらあれですけども、それからいったら都市部なんかでも結構ギターを持った人たちが駅の近くで一生懸命歌ったりして、もしかしたらどこかのプロモーターに巡り会ってとか、そういう期待もしながら音楽そのものを楽しんでいる。そういう状況を見たときに、お金がかからなくてやったら面白いのではないかと、そして、いわゆる口ずさめるような曲、いい応募があれば、悪い応募と言ったらおかしいけれども、それに満たない部分もあるかもしれないし、あるいは

また結構なプロの人が、冗談半分だったらあれですけども、もしかしたら応募してくるかもしれない、そういう機会も出てきますので、何とかやってほしいなと私は思うし、このサンタランドソングコンクール、仮称もいいところですけども、仮称の仮称ですけども、これは広尾町でしか発信できない。ほかもできますよ、だけれどもオーソライズされたこの広尾町がやれば面白いということで、やはり何かかんかの行政としてもいろんなヒントも得られると思うので、ぜひともやってくださいということなのです。

以上です。

1、議長（堀田） 次に、11番、旗手恵子議員、登壇の上、発言を許します。

1、11番（旗手） 初めに、生活保護の適切な実施について町長に質問します。

長引くコロナ禍で生活困窮者が増える中、生活保護の申請をためらわせる要因となっている「扶養照会」について、田村厚生労働大臣は「義務ではない」と明言しました。これは、国会で共産党の小池晃参議院議員の質問に田村厚労相が答えたものです。

日本では、生活保護が必要な世帯の2割しか利用できていないといえます。このことは、最後のセーフティネットと言われる生活保護が、その役割を果たしていないということになるのではないのでしょうか。

なぜそのようなことが起きているのでしょうか。その理由は、生活保護の扶養義務の範囲を親や配偶者だけでなく、兄弟や孫など3親等まで扶養義務の対象としているところにあります。フランス、スウェーデン、イギリスは1親等、配偶者と未成年の子どもまで、ドイツは1親等、配偶者、成人の子、未成年の子、親までとなっています。ところが、日本は、ひ孫やおじ、おばなど、3親等まで扶養義務の範囲としています。

小池議員は、生活保護に当たって、親や配偶者だけでなく兄弟や孫など3親等まで扶養義務の対象としている国は日本だけ、生活困窮を知られたくないと思う人が申請をためらうのは仕方ないということなのかと強調しました。田村厚生労働大臣は、2016年7月に保護を開始した1万7,000世帯に対して照会件数は3万8,000件、そのうち金銭的援助が可能と回答したのは約600件にすぎなかったと答弁したそうです。小池議員は、こういう問合せはやめるべきだと求めたのに対し、そのやり取りの中で田村厚生労働大臣は、扶養照会は義務ではないと明言しました。その後、扶養照会について弾力的に運用するよう求める通知を自治体に出したということですが、本町での取扱いについて対応の変更は行われたのでしょうか。お答えください。

次に、介護認定者への「障害者控除認定書」の発行について質問します。

現在、広尾町において、介護認定を受けている方への障害者控除認定書の発行は、何件になっていますか。

介護保険の認定を受けている人は、障害者手帳がなくても、町長が認めれば税金の障害者控除が受けられます。

帯広市では、全道で初めて、2002年度、要支援1から要介護5までの介護認定者への障害者控除

認定書44件の発行を行いました。介護保険の認定を受けていると税金が安くなったという情報は広がり、2019年には申請者数は1,310人になっているといえます。

本町でも、介護保険の認定を受けている方に障害者控除が受けられることを積極的に丁寧に説明し、障害者控除認定書の発行を行うべきではないでしょうか。町長の答弁を求めます。

1、議長（堀田） 答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 旗手議員の質問にお答えをいたします。

最初に、生活保護の申請手続における申請者の扶養義務者への「扶養照会」についてであります。

本町の場合、保護申請の相談と受付は町が行いますけれども、保護の実施機関は北海道であるために扶養照会は北海道が行って、町が直接これに関与することはないところであります。このことは議員も十分承知の上ではないかと思っているところであります。

この扶養照会につきましては、全ての扶養義務者に対し一律に行うものではなく、同法施行規則第2条で、明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者が扶養義務を履行していない場合、また、申請者が配偶者から暴力を受けていない場合、扶養照会を行うことにより申請者の自立に重大な支障を及ぼすおそれがない場合に限って行うことが明示されております。扶養照会を行うことで申請者の不利益とならないよう、一定の配慮がなされております。国にあっても、扶養義務者による扶養は保護の要件ではなく、扶養を受けた場合に限り、その範囲内において保護よりも優先するという見解を従来から示しております。

厚生労働省からの令和2年9月11日付事務連絡で「現下の状況における適切な保護の実施について」、この照会で扶養照会の取扱いが示されておりまして、保護申請の相談段階における扶養義務者の状況確認について、扶養義務者と相談してからでなければ申請を受け付けられないなど、扶養が保護の要件であるかのごとく説明を行うといった対応は不適切であると断言しております。さらに、扶養義務者が未成年者、おおむね70歳以上の高齢者、扶養義務者と20年間音信不通であり、明らかに交流が断絶している場合などは、扶養の可能性が期待できないものと取り扱っても差し支えないことが改めて強調されておりまして、新型コロナウイルス感染拡大の影響で保護申請の増加が見込まれることを踏まえ、申請者への配慮が見受けられるところであります。

町といたしましても、困窮により保護を必要とされる方に対しまして、これまでどおり誠実に相談を受け、適切な保護が受けられるようサポートしてまいります。

続きまして、介護認定者への障害者控除対象者認定書の交付についてであります。

町では、広尾町高齢者の所得税法の事務取扱要綱により、身体障害者手帳などの交付を受けられていない場合であっても、税法上の障害者控除または特別障害者控除が受けられるよう、介護認定を受けられている方や、その方を扶養する方に障害者控除対象者認定書を交付しております。

認定基準につきましては、知的障がいの軽度から中度に準ずる方、身体障がいの3級から6級に準ずる方は障害者控除対象者として、知的障がいの重度に準ずる方、身体障がいの1級から2級に

準ずる方は特別障害者控除対象者として、それぞれ認定をしております。

令和元年度分の所得申告における障害者控除対象者認定書の交付実績につきましては、障害者控除が9件、特別障害者控除が17件、合わせて26件であります。令和2年度分は、2月末現在で、障害者控除が3件、特別障害者控除が10件、合わせて13件であります。

なお、この認定書の交付制度につきましては、広報紙、それから防災行政無線の町内放送により町民の方々へお知らせをしているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） 1点目の生活保護の関係ですけれども、貧困問題に取り組んでいる民間団体の方がアンケート調査を行った結果、生活保護を利用したことのある人に扶養照会への抵抗感を聞くと、54.2%の方が「抵抗感があつた」と答えているといいます。家族から縁を切られるのではないかと、知られたくないとか、それからいろいろありまして、不仲の親に連絡をされて困ったとか、また、親に心配をかけたくないとか、様々な理由があつたと思うのです。

以前、私も直接相談を受けた方の中にも、病気が悪化して病院に行くお金もなくて家で横になっていると、そういう場面に立ち会ったこともあります。でも、その方が言ったことは、生活保護だけは受けたくないのだと。知られることへのやっぱり抵抗感というか、そういうものがありまして、でも自分の健康には代えられることではないので、きちんと受けたいのだよということを説明して、申請するまでにかなりの時間がかかったということもありました。やっぱり第二、第三のそういう人をつくってはならないと思うし、町も、今、町長の答弁の中では配慮しているということは十分理解をするのですけれども、それ以上にやっぱり今のこのコロナ禍の中でも、困っていてもなかなかその申請まで足を踏み出せないという方がいるのではないかと思います。そのところの対応というのは、本当に心を砕いて対応していくことが必要ではないかと思いますが、その点についても一度お答えをお願いします。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 生活保護の適切な実施について、町といたしましては、これまでも受給者に寄り添って、やっぱり親切に保護が受けられるよう対応しているところであります。

全国では、このコロナ禍にあつて、今、議員がおっしゃったような事例というのが報道されていることは、私も承知をしているところであります。でも、本町にとって、もうコロナ禍にかかわらずで、以前からこの生活保護については、受給者の立場に立って、しっかりと説明をし、対応をさせていただいているところであります。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） それと、介護認定者への障害者控除認定書の発行について、これは町のほうでも防災無線その他で周知をしていることは私も知っています。

ただ、この税金の問題ですとか、その申告をどうするとか、こういうことについては、特に高齢の方はよく分からないと、慣れていないという方が非常に多くいらっしゃると思うのです。それで、確定申告が近くなってから防災無線で放送を流しても、それを自分のことというふうに受け止められるかどうかというのが非常に心配に思うわけです。

それで、介護を受けることになった、そして、その方が申請を受けられるのだよということを最初の時点からきちんと説明をして、そしてこういうことを受けると税金も安くできるのですよということも丁寧に説明をすると、そういうことが必要ではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 障害者控除認定書であります。以前は、該当する方全員に通知をしておりました。しかしながら、非課税の方が非常に多くて、例えば平成30年度、49件通知をしたのですけれども、実際に控除を受けられた方は3件なのですね。そんなこともあって、防災無線だとか、それから広報に切り替えたのですけれども、1回申請をすると次の年、税の申告をすると必ず担当者は前の申請と比較しますから、ああ、障害者控除あるね、申請していなければ申請してくださいと言えるのですね。初めて受けられる方がやっぱり知らないと担当者も比較できませんから、その課題があるかというふうに思っています。今年はもう終わってしまいましたけれども、R3、来年からはそれぞれ通知をして、周知をしたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 昼食のため、休憩します。

午前 11時44分 休憩

午後 1時00分 再開

再開します。

一般質問を続けます。

次に、4番、前崎茂議員、登壇の上、発言を許します。

1、4番（前崎） 私は、2点について質問いたします。

まず、1点目でありますけれども、コミュニティバス（地域循環型バス）の早期導入についてであります。

今日の本格的な高齢化社会を迎え、高齢者ドライバーの交通事故が社会問題として取り上げられ

ており、自動車免許の返上も増加傾向にあります。このため、高齢者や障がい者などの交通弱者の足を守るため、十勝管内でも帯広市を含む17市町村が、地域を無料あるいはワンコイン、100円の低料金で循環するコミュニティバス（地域循環型バス）を運行し、地域の住民、中でも高齢者や障がい者の方から大変喜ばれております。コミバスを運行している市町村では、市街地等のほか一部は農村部にも路線網を拡大し、高齢者等の皆さんが買物や病院、歯科医院などへの通院のほか、仲間同士の交流や集いなど、様々な用途に活用されているとのことであります。

17市町村の先進事例としては、音更町では、既に平成12年度から音更本町と木野地区の2つの地区でコミバスを運行しており、1年目の利用者は1万9,000人だったものが令和元年度には3万4,800人で83%増と、2倍近くに利用者が増えております。音更町の高齢化率は平成30年3月末で28%ですが、70歳以上の利用者が7割を超えているとのことで、まさに交通弱者の足として活用されております。利用料金は100円で、運行収入は320万円、運行経費から運行収入を差し引いたコミバス事業費は1,187万円となっております。

幕別町では、平成23年度から関係機関で構成する地域公共交通確保対策協議会を発足させ、翌24年度からコミバスの試験運行を経て、平成25年度から2路線で本格運行しております。また、平成27年度からは、駒島、古舞や相川地区等には予約型乗合タクシー運行を始めております。利用者の乗車運賃は、相川地区の200円から駒島地区の1,000円など、低料金に設定しており、高齢者の方が利用しやすい料金により交通弱者の足を確保しております。

豊頃町でも、平成24年度に地域公共交通確保維持対策協議会を発足させ、平成25年度からコミバスの運行を無料で実施しております。さらに、コミバスのほかにも、豊頃駅と大津市街、二宮地区には町有バスを1日1便から4便、無料で運行しており、市街地以外の地域の高齢者の足の確保に努めております。業務委託料は1,680万円となっておりますが、平成元年度の利用者は1万1,000人を超えており、多くの町民が利用されているとのことであります。

芽室町では、平成23年度からコミバスの本格運行を開始しておりますが、平成31年度から事業者、住民代表、運輸局、十勝総合振興局及び町等で構成する協議会を設置し、第2期芽室町地域公共交通計画を策定しております。この計画により、令和2年度から市街地を運行している「じゃがバス」に加えて、農村地域の高齢者の足の確保について、タクシーの運賃助成制度をしております。運行事業費は、じゃがバス運行で780万円、農村部高齢者の交通確保対策として予算ベースで360万円となっております。芽室町は、コミバス運行を開始してから10年を迎えることから、ルートの見直しなどの検討もするとしております。

新得町も、平成25年度から2路線でコミバスを運行し、令和元年度の総事業費は1,040万円となっており、国庫補助金が520万円、運行収入等が120万円で、町が運行事業者に出資する補助金は400万円となっております。利用料金は100円で、小中学生等が50円、年間利用者は2路線合わせて8,900人となっております。

池田町は、平成26年10月から本格運行しており、令和元年度の池田町地域内フィーダー系統確保事業で、運行実績では、国庫補助を480万円充当し、町負担は510万円となっております。利用乗客数は、平成29年度には8,200人、30年度では8,600人、令和元年度では9,400人と増加傾向にあります。

十勝管内において、今年度末でコミバスの運行を実施していない自治体は大樹町と本町だけですが、今日コミバスの運行は自治体のスタンダードとして定着しているところでもあります。しかし、既に大樹町は、昨年、地域公共交通会議を設置し、「住みたい、住み続けたいと思える町」に向けた、本年1月から市街地を循環する「定時定路線バス」、あわせて、尾田地域の「デマンド（予約）型バス」の実証運行を始めているところでもあります。今夏には再度の運行をし、2022年度から本格運行するとしております。

本町も、高齢化率が40%になり、自動車免許証を返上した高齢者からも、コミバスの導入をしてほしいとの声が寄せられております。

私は、この間、平成24年6月、29年6月の定例町議会一般質問で、本町のコミバス導入についてただしたところでもあります。町として財政が厳しいとのことで、残念ながら今日まで実現しておりません。この間、私は、管内のコミバス導入についていろいろ調査をさせていただいたところでもあります。ある町村議員からは、広尾町はまだコミバスをやっていないのですか、それはもうやるしかないですねと指摘されたところでもあります。本町においても、前述した先進事例を参考にしながら、交通弱者の足を守る観点からも、高齢者が地域で生きがいを持って安心して広尾町に住み続けられるためにも、コミバス等の早期導入は必要不可欠と思われます。町長の答弁を求めます。

次、2点目であります。

国保の子どもの均等割の削減についてであります。

我が国の国民皆保険制度は、1961年にスタートし、自営業者等の国民健康保険及び協会けんぽ、組合健保、共済組合の被用者保険等の社会保障制度が確立されました。2018年、平成30年度の国民健康保険被保険者数は3,303万人と、協会けんぽの3,640万人に次ぐ規模であります。1965年当時の国民健康保険の加入者、被保険者は、自営業者が25%、農林水産業が42%と約7割を占めておりました。2015年では、無職の方が44%、協会けんぽ等に参加できない非正規の労働者での被用者が34%、合わせて8割近くを占めており、加入者の割合の内容も変わってきております。したがって、加入世帯の所得水準は低くなっており、加入世帯のうち所得のない世帯は28.4%、所得のある世帯のうち100万円未満が28.7%、加入世帯の約6割が低所得者で占めております。

今、全国で、自治体国保の保険料を滞納する世帯の増大が社会問題となっておりますが、加入世帯の高齢化と貧困化という構造的な変化があります。

厚労省によると、2016年度の加入者1人当たりの平均国民健康保険税は9万4,000円と、2000年度7万9,000円から2割近く高くなっている反面、平均所得は2000年度の198万円から139万円と3割減少し、保険料負担はますます重くなっているところでもあります。これらは、国が1984年の国庫負担の削減抑制をしてきたところでもあります。高過ぎる国民健康保険税を引き下げ、構造的な問題を解決するためには、定率国庫負担率の増額や子どもの均等割軽減など、全国知事会、全国市長会、町村会などが政府に要望しております。

国保税が、例えば公務員共済組合等の被用者保険と比べて著しく高くなっている大きな要因は、被用者保険の保険料は収入に保険料率を掛けるだけで、人数が保険料に影響はいたしません。しかし、国保税は、他の健康保険にはない、世帯に係る平等割、加入者の人数に係る均等割の算定方式

があります。このため、低所得者には一定の減額はあるものの、子どもの数が多いほど国保税が高くなる仕組みとなっており、子育て支援に逆行していると、全国知事会など地方団体からも均等割の見直しの要求が出されております。

このような地方団体の要求を受け、厚生労働省は、昨年12月25日、高過ぎる国保税の問題で、「子育て世代の負担軽減」を進めるとして、子どもの数が多いほど国保税が上がる「均等割」の5割、半額を未就学児に限って公費で軽減するとしたところであります。均等割の5割軽減に伴う公費負担の内容ですが、国が2分の1、都道府県と市町村が各4分の1となっております。ただ、地方負担分については、地方交付税で措置を講ずるとして、実質保険者の負担はないものとなっております。今国会に関連法案を提案して令和4年度から導入するとしておりますが、均等割の5割軽減は、約70万人の未就学児が対象となります。加えて、国保制度では、低所得者世帯に対し、均等割などの応益部分の保険税が7割、5割、2割の3段階の軽減措置がありますが、これらに軽減が上乗せされる形となります。したがって、均等割の軽減は、8.5割、7.5割、6割軽減に拡充されることとなります。厚生労働省案が示されて以降、社会保障審議会でも全国知事会や全国市長会からも賛意が示され、加えて、未就学児にとどまらない対象拡大とともに、軽減財源を国が十分に確保するよう求めています。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大から1年余が経過をいたしました。この間、緊急事態宣言の発出など、コロナの影響で経済活動の低迷、減収を余儀なくされてきたところであります。国等の各種支援対策の実施をされてきたところでありますけれども、2020年度においては、国保においては、国保税の減免や傷病手当金の支給など実施されてきたところであります。しかし、コロナの感染拡大は収束には至っておらず、経済活動の予測も見通せない状況下の中で、国保税の引下げ、均等割の軽減は喫緊の課題であります。

本町において、コロナ禍の下で子どもの均等割の軽減を、地方創生臨時交付金を活用して新年度2021年度から均等割の軽減をし、新型コロナで苦しんでいる方への、とりわけ多子世帯への支援を講ずるべきと思いますけれども、町長の答弁を求めます。

あわせて、対象被保険者と軽減に要する事業費の総額についてもお答えを頂きたいと思います。

1、議長（堀田） 答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 前崎議員の質問にお答えをいたします。

最初に、コミュニティバスの早期運行についてであります。

人口減少と少子高齢化が進み、運転免許を返納される高齢者の方も増えることが見込まれる中、いかに町民の方々の足を守っていくか、持続可能な地域社会を実現する上で解決しなければならない地域課題であると認識しております。

高齢者の方々の買物や通院における移動手段の選択肢を広げることが求められているため、昨年10月に関係部署の職員で構成する「高齢者等の足を確保するための新たな地域交通検討委員会」を

立ち上げたところであります。この検討委員会は、先進事例の研究のほか、既に高齢者の方々を対象としたニーズ調査を実施しております。調査結果の分析を基に、コミュニティバス、デマンドバス、デマンドタクシーの運行など、高齢者の方々の外出における利便性が向上し、地域のニーズに応える効果的な施策の検討を今重ねているところであります。

令和3年度からスタートする第6次の広尾町まちづくり推進総合計画に、前期5年間で重点的に取り組むものとして、公共交通の抜本的改革を登載したところであります。路線バスなどの既存の交通機能の在り方や新たな移動手段の導入を検討し、地域公共交通ネットワークの確立に向けた取組を進めていきたいと考えております。

次に、2点目の国保税の子どもの均等割軽減についてであります。

国民健康保険における均等割のうち、未就学の子どものに係る分を令和4年度から5割軽減するという法案が、今国会に提出されております。厚生労働省がかねてから検討していたもので、所得制限なく一律適用するというものであります。その減額分は、公費で賄われるものであります。

議員のほうから、この子どもの均等割軽減を、コロナ禍での減収を見て、本町が1年前倒しして実施してはどうかということでもありますけれども、本町としては、法案どおり令和4年度からの全国スタートに合わせたいと考えているところであります。

また、広尾町がコロナ交付金を使って先行実施してはということでもありますけれども、この未就学児の均等割で本町で対象となるのは、現時点で31世帯40人の方たちであります。事業費は約60万円であります。コロナ交付金の趣旨に照らしましても、多くの方に当てはまるような手だてが望ましいと思われますので、令和3年度でコロナの交付金を充てて、この先行軽減を行うのはなじまないのではないかと考えているところであります。

広尾町としては、子どもの均等割軽減は、法改正による令和4年度からの開始としていきたいと考えているところであります。よろしくお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） まず、コミバスの再質問をいたします。

コミバスの導入については、検討を重ねて取り組みたいということで、私も過去2回一般質問で取り上げたときは、厳しい状況で導入できないということから含めると前向きな答弁というふうに認識をいたします。

ただ、ただいまの庁内の検討の中において、コミバス、デマンドバスあるいはタクシーの運行を図るということで、かなり選択肢が広がっております。

ただ、私も、この間、17市町村のいろんな内容を調べさせていただきましたけれども、例えば芽室町のじゃがバスの時刻表なのですけれども、時刻表とか、あるいは運行路線図がありますけれども、芽室町のじゃがバスの運行でも、停留所が全部で84か所ですとか、大体1日5便、そういう形で運行しております。ほかの町村はどうかといいますと、大体、芽室町のほか幕別町ですとか新得

町は5便、あるいは豊頃ですとか音更、土幌等は6便とか、そういう形で運行しております。

ちなみに、大樹町は今、実証運行をやっていますけれども、尾田地域はデマンド型バスで、市街地はコミバスなのですけれども、8便の時刻表が示されております。したがって、市街地においては基本的にはデマンド型というのはなじまないなというふうに私は認識しておりまして、一般的に農村部地域といいますか、そういったところが予約型という形で多くの町村でも取り入れておりますけれども、現時点でどのような形で検討されているのか、お答えいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） いろいろ住民の方のニーズ調査も、高齢者の方でありますけれども、させていただいて、その中でやっぱりいろんな選択肢があるなというふうに思っております。コミバスも一つの方法でありますし、やはりデマンドという声が非常に多く聞かれているところでもあります。結局、巡回バスに乗って買物をして、停留所から自宅まで歩かなければならないとか、そういう課題などもあって、やっぱり乗りたいときに予約をして来てもらって、玄関前から乗って買物をして、そしてまた降りるときにも玄関前で降りたいと、そういうのがやっぱり希望のようでありまして、そういったことも選択肢の中に入れていきたいというふうに思っているところでもあります。コミバス、デマンドバス、デマンドタクシー、そういったところの、今、検討をしているところでもあります。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 例えば芽室町では、令和2年度から、とりわけ農村部の、これはデマンド型タクシーなのですけれども、町が助成をして運行すると。今までも、幕別町は今言ったようにもう既にやられていますし、土幌も令和元年度から農村部の地域でやっております。帯広市は、かなり以前から大正地区のデマンド型バス、これを運行しております。

いずれにしても、市街地については、例えば豊頃は料金無料なのですけれども、運行路線を走っているときに、バス停以外でも手を挙げれば自由に乗降できるということで、かなり利用者の利便性に配慮しているというようなこともありますので、それらも、先進事例を十分に参考にしてもらえればというふうに思いますし、問題は、今、庁内での検討委員会ということなのですけれども、実際これが本格運行に至るまでには、先ほど言いましたけれども、いわゆる地域公共交通確保対策協議会、これを設立しなければならないということでもありますから、今までの事例を見ますと、1年目が協議会の設立をして方向性の協議をする、その後、2年目に実証運行、これは大体2回から3回やって、その中でいろいろな課題を探りながら3年目には本格運行ということになろうかというふうに思います。

したがって、今のご答弁では5年以内ということなのですけれども、それでいくと最終年度、令和7年度になってしまいますけれども、今やっぱり残された広尾、大樹のうち、大樹は令和4年度

から本格運行を始めるとしておりますので、広尾町も、そういった意味では非常に急いでそういったものを立ち上げる必要があるのではないかというふうに思います。

とりわけ、この協議会については、町側も入りますけれども、交通事業者、住民代表、それから国交省の北海道運輸局、それから北海道並びに総合振興局の道路管理者、こういった数々の関係機関も集まっての協議会ということになりますので、そうするとそれらの立ち上げまでに一定の時間も要することになりますので、そうすると多分、実証運行を含めると一般的には2年ぐらいかかる。最速であっても1年半ぐらいかかるのかなというような気がいたしますので、そういった意味では、実際本格運行のめど、これについてどのように考えているのか、お答えを頂きたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） まずは庁内でしっかりと制度設計を立ち上げたいというふうに思っております。その上で、今言われました、住民の方を巻き込んで、広尾町での地域公共交通はどうあるべきかというところをしっかりとその中で協議をして、まずは実証だとか、そういう形で本格運行にできるだけ早くこぎ着けたいというふうに思っているところであります。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） できるだけ早くということですから、スピード感を持ってぜひ取り組んでいただきたいというふうに思いますけれども。

先ほどの1次の中で触れましたけれども、例えば十勝管内の町村でも、芽室、それから音更、幕別、ここは過疎地域でないものですから国の補助金等はないということで、運行収入以外の支出については全部一般財源で賄っておりますけれども、先ほど一部紹介しましたけれども、地域内フィーダー系統補助金、これは平成23年度から国交省が地域公共交通確保維持改善事業として補助対象にするということで設けたものでありまして、フィーダーというのは、供給するとか路線という意味なのでしょうけれども、こういった交通ネットワークの補助対象ということなのですから、例えば先ほども紹介しました新得なんかは、十勝バスに委託をしているのですけれども、その委託事業費が1,000万円を超えますけれども、補助金ですとか、そういったものを入れると、町の持ち出しが400万円程度で収まっているということですから、そういった部分でも補助内容についてもきちっと見極める必要があるかと思ひますし、それらも踏まえて急いで作業を進めていただきたいと思います。

加えて、今、音更のように開始してからもう20年たったところから、芽室町のように10年も経過しているということで、今はもう2期目の計画、そういった中で見直しをしているところでありますけれども、今やっぱりこういった部分で、農村部の高齢者の方にも足を確保するというところで、デマンド型のタクシー、そういったものも既に運行している町村もあります。

また、加えて、特に上士幌は福祉バスの要素がありますので、ここも無料なのですから、

例えば全町民が無料なところも含めて、あるいは65歳以上を無料にするとかということを含めて、6町村ぐらいが既に無料化に踏み切っておりますので、そういったことも含めてスピード感を持ってぜひ取り組んでいただきたいと思いますけれども、もう一度ご答弁をお願いいたします。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 同じ答弁になって恐縮ですが、しっかり取組を進めていきたいというふうに思っております。

特に第6次の重点プロジェクトの一つとして掲げておりますので、よろしく願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 次に、国保税の子どもの均等割の減免の関係であります。

この問題については、実は国保の都道府県化が施行された平成31年3月に、国保の子どもの均等割の軽減について一般質問で取り上げております。その際もご紹介いたしましたけれども、全国知事会として、特に他の健康保険には被保険者、家族が何人いても保険料は変わりませんが、国保の場合は人数に応じて保険料が増えていくということで、全国知事会としても、これらを廃止すべきではないかと、そのためには公費1兆円を投入すればできるということで、国のほうにも求めておったところでありますけれども。

この間、例えば札幌市の場合ですけれども、給与の年収が400万円の4人家族、国保税が41万3,500円、しかし協会けんぽの保険料が20万5,000円ということで、ほぼ半減なのですね。大体どこの自治体もこのような傾向が出ていますけれども、そういったことがありまして、31年度から何町村かの事例を紹介しましたが、例えば、令和元年度からですか、東京都の清瀬市とか昭島市、東大和市、例えば子どもの均等割を5割減額するとか、あるいは3人目の子どもの均等割を無料化にする、そういった事例もありますし、それから宮城県の仙台市ですとか、埼玉県のみどり野市、こういったところも、3人以上いる世帯については3割軽減とか、あるいは減免措置を導入する。道内では、旭川市も子どもの均等割は3割減額で、岩手県の宮古市では子どもの均等割は全額免除する、この財源はふるさと納税を充てるという形で、各自治体でも先行して子どもの均等割の減額をしております。

そういった意味では、先ほど、この減額についてなじまないというようなご答弁だったのですが、もしこれらを実施するとすれば、例えば厚生労働省、いわゆるペナルティとか、そういったものを発出するとかというのは、この間の部分で、そういった通知とか何かはあったのかどうか、それについてお答えいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） ちょっと答弁の行き違いがあったのかもしれませんが、なじまないというのは、コロナの交付金を充てるということでなじまないのではないかと答弁をさせていただきました。

今、議員のほうから、この国保の子どもの均等割の軽減、いろんな方々からのやっぱり課題もあって、要望があって、厚生労働省が動いて法律の改正に至ったところでもありますので、広尾町といったしましても、法律に基づいて令和4年度からやっていきたいというふうに思っているところでもあります。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 実は、先月なのですけれども、オンラインの会議で、立命館大学の森教授の講演をちょっと聞いたのですけれども、そのときの話で、いわゆる今回の子どもの均等割、未就学児に係る5割軽減について、先行して実施する自治体もある、それについては、いわゆる地方創生の臨時交付金を充当して実施する予定であるというような内容をお聞きしております。これ、臨時交付金については、一定程度の縛りはありますけれども、ある程度その自治体の裁量といいますか、その裁量権の中で執行するということでもありますし、そういった中で、そういった今回の未就学児に係る子ども均等割の軽減を前倒しでやられるところについても、この交付金を充てているというような事例も紹介をされております。

特に、そのときに、ペナルティとか、そういった話もありませんでしたし、そういった意味では、先ほど60万円程度で実施をできるということと併せて、今回の国の第3次補正を合わせて今までの1次、2次の執行残を含めると1億円を超える部分が財源として残っているわけでもありますけれども、そういった意味では、厚生労働省からそういったものに充当してはいけないという通達があれば別ですけれども、私どもの知る範囲では、そういった部分というのはないのですけれども、その点についてもう一度お願いいたします。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） この軽減策を取る、取らないかというのは、それぞれの町村の首長の政策判断だというふうに思っているところでもあります。

広尾町としては、法律改正になる来年度から実施をしたいというふうに考えているところでもあります。

1、議長（堀田） 以上で、一般質問を終わります。

ここで、議会運営委員会開催のため、本会議を休憩します。

午後 1時38分 休憩

午後 1時54分 再開

再開します。

先ほど議会運営委員会が開催され、報告書はお手元に配付しておりますので、委員会報告は省略します。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎散会の宣告

1、議長（堀田） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

明日10日は午前10時から本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 1時54分